# 定期自主検査の必要な機械等（安衛法第45条）

| 対象機械等 | 関係規則 | 実施の時期 |
|---|---|---|
| ボイラー | ボ則32条 | 1月以内ごと、使用再開時 |
| 小型ボイラー | ボ則94条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| 第1種圧力容器 | ボ則67条 | 1月以内ごと、使用再開時 |
| 第2種圧力容器 | ボ則88条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| クレーン（つり上げ荷重0.5トン以上） | ク則34条<br>ク則35条 | 1年以内ごと<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| 移動式クレーン（つり上げ荷重0.5トン以上） | ク則76条<br>ク則77条 | 1年以内ごと<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| デリック（つり上げ荷重0.5トン以上） | ク則119条<br>ク則120条 | 1年以内ごと<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| エレベーター（積載荷重0.25トン以上） | ク則154条<br>ク則155条 | 1年以内ごと<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| 建設用リフト（ガイドレール10メートル以上） | ク則192条 | 1月以内ごと、使用再開時 |
| 簡易リフト（積載荷重0.25トン以上） | ク則208条<br>ク則209条 | 1年以内ごと<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ゴンドラ | ゴ則21条 | 1月以内ごと、使用再開時 |
| ＊動力プレス機械 | 安則134条の3 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| 動力シヤー | 安則135条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| 遠心機械（動力駆動） | 安則141条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| ＊フォークリフト | 安則151条の21<br>安則151条の22 | 1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ショベルローダー（及びフォークローダー） | 安則151条の31<br>安則151条の32 | 1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ストラドルキャリヤー | 安則151条の38<br>安則151条の39 | 1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ＊不整地運搬車 | 安則151条の53<br>安則151条の54 | 2年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ＊車両系建設機械 | 安則167条<br>安則168条 | 1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| ＊高所作業車（2メートル以上） | 安則194条の23<br>安則194条の24 | 1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| 動力車及び動力巻上軌道装置 | 安則228条<br>安則229条<br>安則230条 | 3年以内ごと、使用再開時<br>1年以内ごと、使用再開時<br>1月以内ごと、使用再開時 |
| 化学設備及び付属設備 | 安則276条 | 2年以内ごと、使用再開時 |
| 乾燥設備及びその付属設備 | 安則299条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置 | 安則317条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| 絶縁用保護具<br>絶縁用防具<br>活線作業用装具<br>活線作業用器具 | 安則351条 | 6月以内ごと、使用再開時 |
| 電気機械器具の充電部分の囲い、覆い | 安則353条 | 1月以内ごと |
| 土止め支保工 | 安則373条 | 1週以内ごと |
| 就業場所の照度 | 安則605条 | 6月以内ごと |
| 局所排気装置、プッシュ型換気装置、除じん装置、廃液装置 | 有則20、20条の2<br>鉛則35条<br>特化則30条<br>粉じん則17条 | 1年以内ごと、使用再開時 |
| 特定化学設備及びその附属設備 | 特化則31条 | 2年以内ごと、使用再開時 |
| ガンマ線照射装置 | 電離則18条の5 | 1月以内ごと、使用再開時 |
| ガンマ線照射装置（熱源容器） | 電離則18条の6 | 6月以内ごと、使用再開時 |
| 高圧室内設備 | 高圧則22条 | 1日～1月 |
| 事務所換気設備 | 事務所則9条 | 2月以内ごと |
| 事務所の照明設備 | 事務所則10条 | 6月以内ごと |

（注）1　使用再開時とは、使用を中止していたものを再び使用する場合自主検査が必要なもの。
2　＊は特定自主検査（一定の資格者による検査）対象機械